

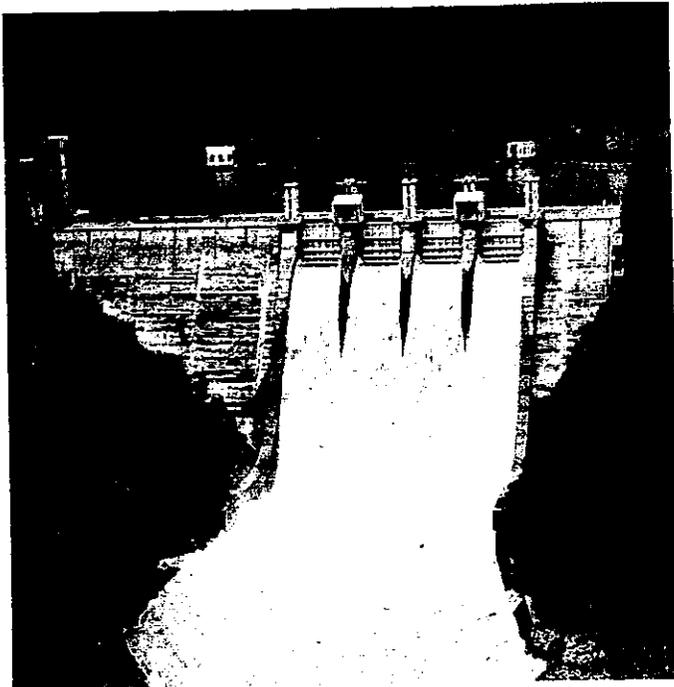


○銅山川総合開発

吉野川の支流銅山川は、別子銅山の西南麓か峰に源を発し、四国山脈と法皇山脈の山峽をぬって徳島

県三好郡川上に到り、吉野川本流に合流し、流路延長53km、流域面積 282平方kmに過ぎないが水量豊かな河川である。

本県の東部伊予三島市、川之江市の高辺宇摩平野は東西12km、巾4kmに亘る帯状で良田1,246町歩を有し、気候温暖にして農業の盛んな地域であるが、地域内の河川は小流域の急流河川のみであつて、その流況はいわゆる鉄砲水である。平時はほとんど流水が無く、古来46の溜池を利用して灌漑を行つてきたが、常に用水の不足に悩まされていた。この対策として、銅山川から隧洞により分水せんとする銅山川分水計画は遠く安政年間より地元先覚者によつて立案され、雨来下流徳島県側との調整について幾多苦難の道をたどつて実施への努力を続けてきた結果、遂に徳島県の協力を得て昭和11年1月両県間に第一次分水協定が成立し、さらに回を重ねて刷新改正のすえ昭和33年10月、現在の最終的な第四次分水協定の締結をみた。この間灌漑計画より出発した分水計画は発電を加え、さらに吉野川総合開発の一環として治水部門をも加えるという多目的事業へと大きく発展した。



柳瀬ダム 長145.0m 高53.5m 伊予三島市金砂町大字小川山字柳瀬地内

すなわち銅山川柳瀬地点に多目的ダムを築造して洪水調節を行うことによつて下流吉野川の高水量を軽減し、他方発電事業は県営発電として実施し、ダム工事の工程と並行して昭和25年度に着工、昭和28年10月から運転営業を開始した。発電所は堰堤左岸、上流約200mに設けられた取水塔より第一隧洞を経て銅山川に放流する銅山川第二発電所(2,600KW)と、宇摩平野への分水発電所である第一発電所

(10,700KW)の二発電所が建設された。第一発電所は延長約3,200mの圧力隧洞を経て水室式調水槽に導かれ、さらに延長880mの水圧鉄管により発電所に誘導される。圧力隧洞中、地質不良の部分は銅板巻立を実施している。本事業の遂行により宇摩平野への分水によつて必然的に得られる高落差を利用して発電を行い、地方産業の振興を図るとともに、宇摩平野への灌漑用水補給により増産に寄与するところ甚だ大である。

事業は建設省補助事業として実施され、ダム建設工事は中国四国地方建設局に委託し、昭和24年度から着工したが、堤体コンクリート用骨材は質と量の関係上、当該河川より採集不能のため香川県財田川の川砂利を採取し、鉄道で三島に輸送の上、法皇山脈を横断して設置された索道によりダム地点に搬入した。

事業概要は次のとおりである。

工 事 所 管	愛媛県
電 源 所 管	愛媛県
河 川 名	吉野川水系銅山川
ダ ム 地 点	愛媛県伊予三島市金砂町大字小川山字柳瀬
工 期	昭和24年～昭和28年
ダム及び貯水池	柳瀬ダム
流 域 面 積	170.7km <sup>2</sup>
灌 水 面 積	1.52km <sup>2</sup>
総 貯 水 量	3,138m <sup>3</sup>
有 効 貯 水 量	2,880万m <sup>3</sup>
利 用 水 深	32.5m
ダ ム 型 式	溢流型重力式コンクリートダム
堤 高	53.5m
堤 頂 長	145.0m
堤 体 積	131,000m <sup>3</sup>
総 事 業 費	2,898,500,000円
共 同 事 業 費	1,412,500,000円
内 公 共 事 業 費	1,217,000,000円
発 電	195,500,000円
発 電 専 用 費	1,340,000,000円
農 業 専 用 費	146,000,000円

経 済 効 果

1 発 電

発 電 所	銅 山 川 第 一 発 電 所	銅 山 川 第 二 発 電 所
発 電 型 式	ダ ム 水 路 式	ダ ム 水 路 式
最 大 出 力	10,700KW	2,600KW
常 時 出 力	1,200KW	200KW
年 間 発 生 電 力 量	58,857MWH	12,325MWH
最 大 使 用 水 量	5.8m <sup>3</sup> /S	5.8m <sup>3</sup> /S
最 大 有 効 落 差	220.8m	58.5m
水 路 延 長	3,190m	121m

2 治水効果

計画洪水量	1,700m <sup>3</sup> /S
調節量	600m <sup>3</sup> /S
年平均災害軽減額	75,600,000円

3 農業効果

補給面積	愛媛県側 1,246町歩	徳島県側 11,000町歩
年増産石数(米換算)	12,500石	

○肱川総合開発

肱川は本県の西北部に位置し、流域面積約1,200平方キロ、300余の支流を合せ、流路延長約900km、北西に流れて伊予灘に注ぐ県下第一の河川である。流域は一般に丘陵性山地で河床勾配緩く、盆地を形成して良く開け、道路網も発達しているが平地は一割程度である。ダムサイトは河口より35km上流にあり、河床標高は40mである。

この流域は台風の影響を受ける頻度の高い地域であつて古来多くの洪水被害を受けている。下流部大洲平野周辺の平地一帯は水害がとくに大きく、近年においても昭和17年7月、昭和20年9月と相次いで大出水があり、その被害は甚大であつて、昭和19年肱川直轄改修工事が施工されているが、終戦の傷手もあつて工事は遅々として進まなかつた。この対策として上流部鹿野川地点にダムを築造し、貯水池による洪水調節を行うとともに、この水と落差を利用して発電を行い、電力事情の緩和にも役立つと計画したものである。このダム完成までの推移は概ね次のとおりである。

1 昭和22年度

県において多目的ダムとして計画し、建設省に申請した。

2 昭和24年度

肱川の治水計画の一環として上流肱川町地先にダムを着想した。

3 昭和26年度

愛媛県、四国通産局、四国電力の三者によつて地質調査を行つた。

4 昭和27年度

建設省中国四国地方建設局によつて直轄調査(国費及び県費)が行われ、ダムサイトの弾性波式地質調査、ボーリング(延長90m)等が行われた。

5 昭和28年度

肱川総合開発事業年度予算5,400万円が決定し、測量調査、管轄工事を施工し、用地補償交渉に着手、本工事開始の態勢を調えた。

6 昭和29年度

用地補償の解決が長引いたため大部分を繰越すようになった。昭和30年3月2日補償基準を承認し調印完了した。

7 昭和30年度

本年度から電気事業が認められた。

8 昭和31年度

昭和31年6月1日本体工事の入札を行い清水建設と成契した。

9 昭和32年度

昭和32年5月29日ダム本体のコンクリート打設を開始し、6月1日定礎式を行なつた。

10 昭和33年度

テンターゲート等ほとんどの工程を完了した。

11 昭和34年度

昭和35年2月1日すべての工事を終へ、建設省より本県への引継を完了した。

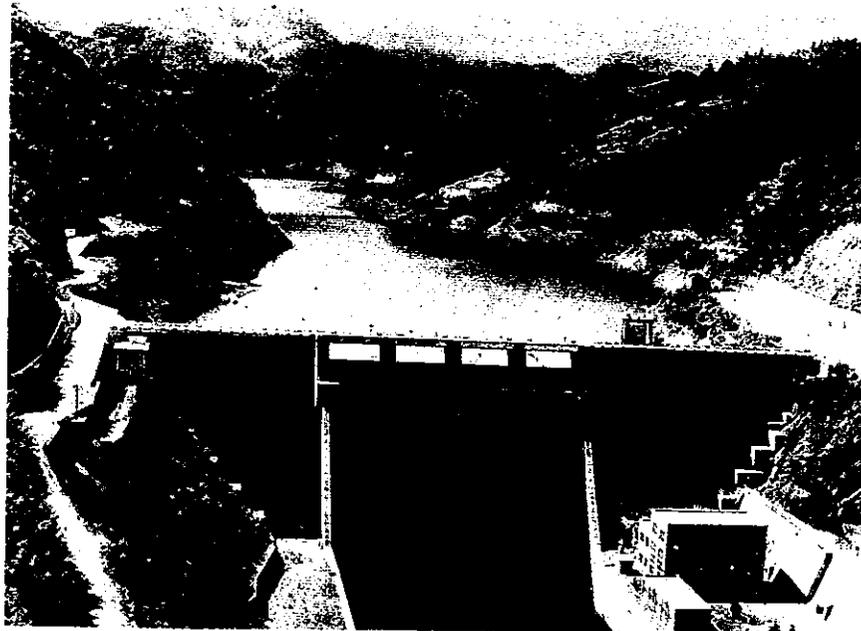
以上のような経過であるが引継前に坂石、栗木地区に地盤変動があり、種々対策が講じられたが現在ではほぼ落ち着いた状態となつている。

事業概要は次のとおりである。

位 置	愛媛県喜多郡肱川町山島坂
地 質	砂岩、頁岩、輝緑凝灰岩
型 式	コンクリート重力式
ダムの高さ	61m(基礎岩盤上堤頂まで)
堤 頂 長	180m
ダ ム 体 積	162,000m <sup>3</sup>
集 水 面 積	455.6km <sup>2</sup>
満 水 位 標 高	常時満水位 86m 洪水満水位 89m
総 貯 水 量	48,200,000m <sup>3</sup>
有 効 貯 水 量	29,800,000m <sup>3</sup>

(発電有効貯水量 23,300,000 $m^3$ )

最大利用水深	17 $m$ (発電利用水深 14 $m$ )
最大出力	10,400KW
年間発電電力量	56,100,000KWH
総事業費	3,916,000,000円
{ ダム費	3,004,000,000円
{ 発電費	912,000,000円
{ 公共事業費	2,517,000,000円
{ 電気事業費	1,399,000,000円
(共同費	487,000,000円を含む)



鹿野川ダム 長 180.0 $m$  高 61.0 $m$  喜多郡鹿野川町山鳥坂地内

### ○国領川総合開発

国領川利水の歴史をさかのぼってみると、船木の池田池は大正年間に神野郡司や、郷司の力によって築造されたと伝えられているが、溜池が築造されたということは、農地が開発され、なお河川の自然流量だけでは不足をきたすので貯水池を築いて利水に役立たせたと考えるから、その時代には最早農業用水は足りなかつたものと考えられる。その後の記録によると東進平野の東方から、郷、坂下、船木、角野枯松にはそれぞれ船渡し場があつたと伝えられるから、国領川、尻無川、金子川は各々上流水源地から土砂を流出して東進平野を形成し、国領川の下流は沓瀬源でこれ等河川は形をなまず、巾広く幾筋かの

#### ○加茂川総合開発

加茂川は、瓶ヶ森山、石鏡山、笹ヶ峰等四国連山に源を発し、西条市を貫流して瀬戸内海に注ぐ流域面積 200㎢に及ぶ県下有数の河川である。本川の河水は西条平野約 1,500ヘクタールの耕地を潤し西条地方の産業、文化に貢献しているが、その反面地形の制約をうけて流路短かく、毎年の如く豪雨による出水の被害を被ってきた。このため昭和26年度から改修工事を実施してきたが、その進捗状況は昭和36年度末で約36%である。しかしながら本川は東予有数の都市である西条市を貫流する市街河川であるため、これが豪雨に見舞われた場合、その被害は莫大なものとなる恐れがある。この実状にかんがみ、本流黒瀬地点にダムを築造して洪水調節を行い治水の万全を期するとともに、西条海岸地区に計画する臨海工業地帯に必要な工業用水を確保し、併せて導水途中の落差を利用して発電を行なおうとするものである。

上記のような特性を有する当地方においては当然早くからその開発が計画され、昭和16年加茂川河水統制事業として着工の運びとなつたが、開戦による資材不足のため中止するの止むなきにいたつた。

下つて昭和34年地元の高い要望もあり、支流谷川の下津池地点にダム築造計画をたて調査を実施したが、この地点は地質が極めて悪く、ダム建設は不可能との結論に達した。

その後本流黒瀬地点をダムサイト予定地として調査を開始し、昭和35年度に予算60万円（半額地元負担）をもつて自記水位計を設置し流量調査を開始するとともに、昭和36年度に至つて道前平野総合開発調査事業として流域内の航空写真測量、貯水池予定地の縦横断測量、ダムサイト予定地附近の地形測量及び地質表面調査、平野部の地下水調査等の基本調査を実施してきたが、昭和37年度においても引き続き調査を実施する予定である。

### ○中山川総合開発

中山川は、湯桑郡、温泉郡、上浮穴郡の郡界に位置する黒森峠(標高1,074m)に源を発し、鞍瀬川、志可川、雨乞川、関雲川、安井谷川、妙之谷川、小松川等大小13河川を合流して西条市蛭子地点において澁灘に注ぎ、その流域面積189km<sup>2</sup>、流路延長30kmに及ぶ県下有数の河川である。

本河川の改修工事は昭和36年度までに約14%程度進捗したが過去において毎年のように豪雨に見舞われ甚大な被害を被っている。これを防除するため湯桑郡丹原町落合地点にダムを築造して洪水調節を行うとともに、下流壬生川海岸地区に計画している臨海工業地帯に必要な工業用水を確保し、併せて導水途中の落差を利用して発電を行い道前平野の総合的な開発を計ろうとするものである。

上記の如き重要性にかんがみ、加茂川とともに道前平野総合開発調査事業として昭和36年度に760万円の調査費を計上し、流域内の航空写真測量、貯水池予定地内の縦横断測量、ダムサイト予定地附近の地形測量及び地質表面調査、平野部の地下水調査、自記水位観測所新設等の基本調査を実施してきたが、引き続き昭和37年度においても調査を実施する予定である。

### Ⅳ 河川災害関連事業

災害関連事業は災害の単独復旧のみではその効果を期し得ないため、災害復旧事業として採択した箇所、またはこれを含めた一連の施設の災害再発防止を目的とするものであつて、局部的に、あるいは一定計画のもとに構造物の強化を図るいは改良的な工事である。県下の河川につき災害関連事業として採択されたものは昭和29年度以降同36年度まで別表のとおりである。

都市下水路決定状況

都 市 名	排 水 施 設		備 考
	決定年月日	箇所数	
松 山 市	昭和29年 3月31日	1	80.0
宇 和 島 市	〃	1	34.1
新 居 浜 市	31年 9月 5日	4	289.0
西 条 市	28年 3月31日	4	18.5
川 之 江 市	34年12月11日	1	137.2
伊 予 三 島 市	33年 3月17日	1	41.7
壬 生 川 町	31年 9月10日	3	79.0
菊 間 町	26年 3月31日	2	25.9
内 子 町	33年 3月26日	1	23.1
保 内 町	32年 3月30日	2	27.7
三 瓶 町	28年 3月31日	3	114.0
宇 和 町	〃	6	135.6
計		29	1,005.8

Ⅱ 戦災都市復興事業

昭和20年12月戦災復興に関する基本方針が閣議決定になり、これに基づいて県においても松山市、宇和島市、今治市の三戦災都市に恒久且つ高度な復興対策が樹立された。

事業は昭和21年度に着工し、爾來継続事業として15年有餘の歳月を経た今日漸く完成の近きにある。その進捗状況を概観すると次のとおりである。

事業の根幹をなす土地区画整理は、換地予定地の指定及び指定に伴う家屋移転、工作物等の移転除却、街路整備等は既に完了し、また復興事業として実施した河川、水路、上、下水道、鉄道、軌道及び瓦斯の移設工事並びに市民の憩いの場所として新設された公園施設等の事業も、ほぼ予定の進捗率を示している。今後においては街路整備、土地区画整理の清算事務、町名、地番設定等の早期完成を図るべく事務を進めている。

この事業の成果としては

- 1 街路の整備拡充による交通、防災、衛生等有形、無形の恩恵の増大
  - 2 土地区画整理事業の施行による宅地の利用価値の増進
  - 3 公園施設の新設による市民の日常生活への寄与増大
- 等があげられる。なお事業施行面積は松山市 1,050,049坪、宇和島市 375,000坪、今治市 721,000坪であり、以下三市の復興事業実施状況は次のとおりである。

○松 山 市

1 沿 革

松山市は慶長8年(1,604年)加藤嘉明の藤山城築城に始まり、以來城下町として発展してきたので今なお町名、武家屋敷跡などにその名残りをとどめている。随つて消費都市としての形態を備えて明治に至り、明治4年松山県が置かれ翌年石鉄県と改称され、郡区制のもとに本市は第15区に編入された。明治6年愛媛県が設置されて以来、数回に亘り郡区の改正が行われたが明治22年12月15日市制が施行され、翌年4月1日市役所が開庁された。

爾來幾度か隣接町村を合併して発展を続けた本市は昭和20年7月26日戦災により一挙に市街地中心部の大半を焼失したが、街路の整備、諸建築の再建等その後興は目覚しく、戦災復興事業が着々と進捗するにつれて諸産業の活潑な発展とともに従来の面目を一新し、漸次商工業都市、産業都市へと転向しつつある。

さらに昭和26年4月1日「松山国際観光温泉文化都市建設法」が公布され、これに基づく建設計画によつて街路、上下水道、港湾の各事業の推進、公園緑地、住宅、観光道路の建設、温泉その他観光資源の開発等種々の建設計画は着々と進められ、松山城、道後温泉を中心に風光明媚な瀬戸内流諸島を背景とする総合的な文化観光都市建設にあつており、今や飛躍的發展が約束されている。

2 罹 災 状 況

本市は昭和20年7月の空襲により全人口111,7,400人のうち62,200人の罹災者を出し、また全戸数26,000戸に対して14,300戸を焼失したが、その罹災率は人口で53%、戸数で55%という高率なものである。ま



焼土に立つ県庁舎

たこの空襲により男 117名、女 134名、計 251名の死者を数え、行方不明者は8名に達し、傷者は数えきれぬ程であつた。

主な公共建築物はほとんど被災したが、県庁、市役所、裁判所、図書館、日本銀行松山支店、四国銀行松山支店等が幸い厄をまぬがれた。なかんずく県庁、市役所が被災しなかつたことは被災復興の促進に多大の効果があつた。



被災直後の一番町附近

### 3 被災復興計画

被災復興に関しては戦後における産業、人口、経済、文化等諸般の事項を勘案し、国土計画の基本方針の一端として計画を樹立した。すなわち従来の不規則な街廓を整理、未利用地の利用増進を図るとともに宅地を適正化し保安、交通、衛生の見地から健全な市街地の造成を図り、公共福祉の増進を目的とする方針のもとに計画し、直ちに被災地跡の測量に着手、復興計画を立案した。

#### (1) 土地利用計画

復興計画の樹立と共に、復興都市計画区域のうち一部を残して昭和22年9月13日工業地域、商業地域、住居地域の指定を行つたが、三津地区の地域指定を行つたのは少し遅れて昭和26年5月28日であつた。

さらにその後における都市発展の趨勢に対処するため、昭和31年5月14日建設省告示第861号により最終変更がなされた。変更後の指定状況は次表のとおりである。

地 域	松山地域面積	地域面積に対する比率	三津地区面積	地域面積に対する比率	備 考
	ha	%	ha	%	
工業地域	115.74	12.23	186.31	36.72	
商業地域	115.70	12.23	19.63	3.87	
住居地域	124.96	13.21	36.54	7.20	
計	589.60	62.33	264.88	52.21	
	946.00	100.00	507.36	100.00	

準防火地区及び防火帯の指定は次のとおりである。

防 火 帯	延 面 積	長 積	市員 1.0m	昭 和 27 年 11 月 10 日 決 定
準 防 火 地 域	面 積	214.91ha		昭 和 27 年 3 月 31 日 決 定

#### (2) 街路計画

戦前の都市計画街路は49線をもつて計画決定されていたが事業決定をみず終戦となつたので、この決定済の都市計画街路市員よりも広い市員の街路計画を立案し次のとおり決定した。

#### 都 市 計 画 街 路 (昭和21年7月6日戦災復興院告示第51号)

街路番号	市 員	街路数	街路番号	市 員	街路数
I 1 1	40 <sup>m</sup>	1	I 2 1~12	15 <sup>m</sup>	12
I 1 2	36	1	I 3 1~23	12	23
I 2 1~6	30	6	I 小 1~8	8	8
I 1 1~3	20	3			
I 1 4	15	1	計		55

#### (3) 公園緑地計画

松山市は市街地の中央に位置する松山城を公園とした城山公園と道後に県立道後公園を有するのみでその他に公園が無かつたため、新たに次のような児童公園の計画を決定して児童の娯楽施設の実現に努力するとともに、石手川の堤防及び梅津寺、久万の台に緑地を指定した。

#### 都 市 計 画 公 園 緑 地 (昭和23年9月3日建設省告示第65号)

番号	名 称	位 置	面 積	番号	名 称	位 置	面 積
1	城山公園	松山市一番町堀の内	63.47 <sup>ha</sup>	8	南味酒公園	松山市南味酒町地内	1.06 <sup>ha</sup>
2	東雲公園	松山市東雲町、若宮町地内	0.73	9	北味酒公園	松山市北味酒町地内	0.83
3	八坂公園	松山市南八坂町、北八坂町地内	0.33	10	城北公園	松山市御幸町、祝谷町地内	27.60
5	新玉公園	松山市新玉町、出瀬町地内	1.06	11	道後公園	松山市道後町地内	8.89
6	北藤原公園	松山市北藤原町地内	0.99	12	三津公園	松山市三津梅田町、大町地内	0.48
7	八代公園	松山市八代町、竹原町地内	0.79				

番号	名 称	位 置	面 積
1	石手川緑地	区域内の河川敷地	96.10 <sup>ha</sup>
2	久万ノ台緑地	松山市松恵町、衣山町、久万ノ台町、吉三津町地内	109.75
3	梅津寺緑地	松山市古深見町、石風呂町、梅津寺町、高浜町地内	91.23

公園墓地

番号	名称	位置	面積
1	丸山墓地	松山市南江戸北斎院町地内	8.53 ha
2	宝塔寺墓地	朝美町宇沢地内	1.70
3	千秋寺墓地	御幸町、山越町地内	1.99

(4) 計画変更

計画立案後の社会状況の変化等により街路、公園、墓地等について一部の計画変更がなされた。即ち街路においては昭和29年10月5日付建設省告示第1,633号で1、2、2号線の廃止、1、3、1号線（巾員25m）の追加その他の変更が行われ公園においては次のように変更された。

変更種別	公園番号	名称	位置	面積	変更告示年月日及び番号
縮少	5	新玉公園	松山市新玉町、出淵町地内	19.00 ha	昭和28年6月19日 建設省告示第1,091号
追加	13	清水公園	清水町地内	31.00	〃
〃	14	壹町公園	壹町8丁目地内	14.00	〃
〃	15	湯築運動公園	道後橋の木地内	1.72	昭和29年6月8日 建設省告示第1,053号
縮少	2	東雲公園	東雲町、若宮町地内	56.00	昭和30年3月31日 建設省告示第616号
〃	3	八坂公園	八坂町、北八坂町地内	17.00	〃
〃	8	南味酒公園	南味酒町地内	20.00	〃
追加	16	幸町公園	幸町地内	15.00	〃

4 戦災復興土地区画整理事業計画

戦災を受けた区域が松山城を中心とする旧市街地全域であったため築城当時の城下町を一変し、文化都市として住みよい都市に再建するため周辺に存在する一部の農地を編入して先ず区画整理事業の突進を立案した。しかし、当時の食糧事情は全く悪く、我々の大改革の一つである農地改革の問題等もあり、また小作者より土地区画整理地区編入に対する反対もあつて一部当初案を縮少せざるを得ない状況となり、施行区域を計画決定より縮少して1,050,049.71坪として事業決定を行った。

この決定により昭和21年度から5ヶ年計画をもって事業の促進に努めてきたが、諸物価の暴騰及び財政的事態等により実施上種々の困難をきたしたので再検討の結果、昭和29年度までに重要区域を重点的に実施するよう昭和26年3月31日第一回の変更を行ったが、その後清算事務及び工事の一部が昭和29年度までに完了できなくなったのでさらに計画を変更し、施行年度を昭和35年度まで延長して事業の完遂を期することとした。

5 事業の実施

本市の戦災復興事業は当初163,696,135円の事業費で計画し事業の進捗を図つたが、昭和25年に実施した事業を再検討の結果、総事業費143,980,000円をもって5ヶ年計画で実施することとなつた。しかる

に翌26年朝鮮事変の勃発により諸物価が急騰し、事業の実施に大きく支障をきたす結果となつたので昭和26年度以降の事業費106,312,000円を143,000,000円に増額し、事業の推進を図つたが、その後さらに移転家屋の増加と工事の質の向上が必要となり、事業費に不足を生じたので昭和29年度において追加事業費として29,900,000円を計上するに至つた。

(1) 調査

当初区域決定した105万坪については直ちに測量に着手し、1/400現形測量を始めるとともに戦前に実測した1/5,000測量を基準として幹線街路に対する区画街路の設計を進め、現地に標示するとともに各ブロック毎に1/500の実測に着手し、換地割込のための基礎となる図面の作成に努めたが、一般の建築意欲は意外に旺盛であつたため早急に換地割込調査を完了する必要に迫られ、一刻もゆるがせに出来ないで各工区毎に測量調査班を設け、そのうち第二工区については県において実施するなど、あらゆる手段により調査作業の早期完成を期した。

(2) 宅地整地

宅地整地については昭和20年度から同25年度まで国庫補助を受けて実施し、その後は街路についてのみ市が施行し、整地については一般市民の復興意欲を尊重してその協力にまつこととなつた。

昭和25年度までに要した費用は10,408,805円で510,764坪を整地し、主として工作物の除却と盛土を行つた。

(3) 建物移転

移転については協議移転を原則として換地予定地に移転するよう説得した。とくに下記地区の集団移転については、ほとんどが旧特別都市計画法、或は道路法等の適用により移転命令書或は除却命令書を差送して協議移転により解決するよう現地においてあらゆる交渉を続行したのであるが、所有者においては組合等を結成して移転に対する反対運動を起し、協議移転に対し容易に応ずる意志が認められないため戒告書を差送し、反対運動等によつて協議が成立しないものについては止むを得ず行政代執行法第2条に基き代執行命令書を差送したが、代執行施行当日の時刻到達、工事着手寸前に協議移転に応ずるなど、土地区画整理事業は相当困難な事業であつたが、その後は市民の旺盛な復興意欲と協力によつて移転は順調に完了した。

代執行年月日	名称	件数	戸数	棟数	備考
昭和23年9月22日	松山市駅前広場	1	89	62	
昭和23年10月26日	中の川河原町線	1	48	48	
昭和24年8月30日	予置線松山駅前広場	1	50	47	
昭和27年	花園市場	1	197	19	
昭和27年	岸川マーケット	1	16	1	

また堅牢建築物については鉄筋コンクリート三階建（桜町菅井病院）の外二階建1件があつたが、協議成立し曳移転により終了した。また四国配電株式会社所有の煉瓦造り三階建（旧変電所）1棟は

協議解除のうえ会社側において解体除却した。

(4) 墓地移転

墓地については墓地埋葬等に関する法律及び同規則、特別都市計画法、耕地整理法等の関係法規によつて処理しなければならないものであり、他面宗教的または神祕的な特別な事情等があるため一般家屋移転とは異つた困難な点があつたが、市内に点在する寺院墓地47件、民有墓地2件の移転を完了した。寺院墓地に関しては詳細な打合せの上、住職に依頼し、住職は僧侶総代等と協議の上出来得るかぎり換地予定地へ移葬し、寺院毎に無縁のものも整理した。また民有墓地についても寺院墓地と同総代等に依頼し、とくに個人において他墓地へ移葬するものは届出により許可し、無縁のものは市有墓地へ合葬した。

(5) 電柱移転

電柱は区画整理事業の進捗と並行して逐次移転した。実施に当つては四国電力株式会社所有のものは建設省の補償基準により補償し、その他の電柱電話柱については無償で協議移転により完了した。

種 別	年 度				計	備 考
	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和28年度		
移 転 数 量	196本	186本	159本	42本	583本	
補 償 金 額	381,889円	961,790円	685,759円	353,927円	2,383,365円	

(6) 街路事業

整地工事は工事進行に便なるよう計画街路敷地より施工し、瓦礫はなるべく路床として使用し、残余のものは公園敷地埋立に利用し、路床は不陸のないよう施工して砂利敷布を行つた。その後において下水管の移設及び側溝工事の施工を行ない、街路橋等については地元町民の協力により町の寄附を受け、植樹手間は主として失業対策事業により施行し全市の緑化に努めた。

なお当市の街路事業は他の都市に比較して工事の進捗が早く、昭和25年7月10日建設大臣の表彰を受けた。

(7) 河川水路事業

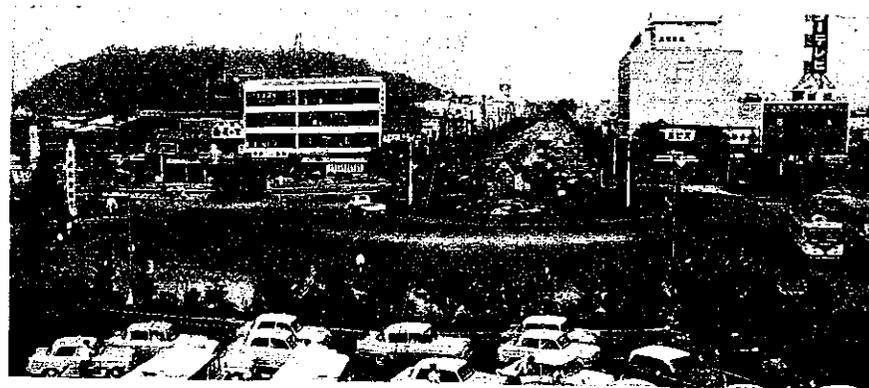
本市施行区域内には河川という程のものはなく、僅かに松山城の南に中之川、北に大宝寺川があるばかりで、その川中も各々4m程度で他は小さい困養水路であつたので昭和23年度から同28年度までに23mの区間にわたり2,883,539円の事業費を投入したに止まつている。

(8) 駅前広場

松山駅は予讃線最大の都市松山市の表玄関であつて昭和2年に完成したが、当時は自動車交通などはあまり考慮の必要がなかつたため、ただ大手町線に軌道を布設し、駅前に乗入れ連絡をしていたに過ぎなかつた。

被災により駅舎を焼失し駅舎前の一部を広場用地として利用していた。被災復興の立案当初において四国鉄道管理局と県、市の共同立案計画によつて実施してきたが、鉄道局の財政状態の変動などもあり、貨物引込線業務用地の買収等が不能になつたため駅前広場の計画のみを実施することとなり

県、市、四国鉄道管理局の三者が協議し、駅前広場整備案を昭和28年早々に立案し、同年10月の国民体育大会までに仕上げることを申し合せ、鉄道側は一部引込線、貨物取扱所等諸施設の一部の除却に着手し、市においては舗装、側溝工事等で着手できる部分から工事に着手、鉄道側は建築中の駅舎を団体までに完成する責任もあり、一時は建築材料や舗装の礫石等が山積され松山駅前が混雑を極めた。このなかにあつて伊予鉄道株式会社は駅前広場工事に併行して全長594.22mの軌道移設を行い、かくして地方祭の10月6、7両日も徹夜作業で突貫工事を行つた結果、10月21日には新駅舎及び広場に突進、その後両陛下をお迎えして国民体育大会も無事終了することができた。本工事業費は鉄道



松山駅前広場

側6,093,000円、市側11,577,000円、計17,670,000円を要した。広場の植樹については松山青年会議所が奉行事業として当初300,000円の費用で植栽し、今日に至るまで同会議所が管理を続けている。このように永年にわたり青年会議所において管理を続けていることは全国でも稀にみることであろう。

裏玄関ともいうべき松山市駅（地方鉄道、伊予鉄道株式会社）前広場については市において整備工事に着手し、植樹その他は失業対策事業により施行した。

(9) 公園事業

施行前にあつては児童公園は皆無であつたが、被災復興事業の一環として次のような公園ができた。

番号	公園名称	面積	番号	公園名称	面積
2	東 雲 公 園	1,731.59	13	清 水 町 公 園	805.01
3	八 坂 公 園	478.24	14	登 町 公 園	441.78
5	新 玉 公 園	418.22	16	幸 町 公 園	436.95
8	南 味 酒 公 園	503.96			

(10) 軌道移設

軌道移設は御室町停留所から西端端寄所に至る間3,969.46mと松山駅前広場整備工事施行の際移



松山市駅前広場

設した594.22m 計4,563.68mを実施した。移設の原因は在来街路巾員18~10mに複線または単線軌道が敷設されていたが、街路巾員拡張に伴い中央に移設したものである。御室町、西堀端停留所間は昭和23年度から同28年度までに実施された。

(1) 下水道事業

被災が焼夷弾によるものであつたため直接地下の下水道に損傷はなかつたが、区画整理事業のため移設を行った。

なお上水道については被災区域内には敷設されていなかったため復興事業はなかつた。

(2) 土地買収

昭和22年度から同25年度までに329.24坪を 349,342円で強制買収を行ったが、その理由はどれも減少率緩和のためである。価格はその当時の土地合戦記帳の坪当り貸賃価額に60を加算し、さらに250倍したものを坪当りの買収価額とした。

6 換地及び清算

換地の割込みに当つては平均減少率が2割5分であつたため一応これをもつて作業を進め、過少宅地の限度については合算地積25坪を限度として取扱つた。そのため1筆400坪以上の土地については3割



戦災復興される松山市 (昭和33.4.28)

の減少をすることとし、宅地地積の規模の取扱いは全地区を丙地区として換地を決定した。また土地利用の早急な処置を取らねばならぬため換地の割込に急を要したので、面積式換地の交付を採用し換地清算は詳細式方法を採用した。路線価においても精通者の遠観的意見、時価等を参考として配賦し、寄進率と清算は切りはなして行い、清算については比率清算が採用された。

なお町界、町名、地番整理については臨施専門委員会を設け慎重な審議を重ねて実施した。また行政の組織及び運営の合理化をはかるため、従来町毎にあつた小字名は廃止し、地番設定を行った。

7 事業効果

松山市は城下町の消費都市として発展したので昔ながらの狭い道路が縦横に走り、築城当時の街路で交通にも不便であつたが、区画整理の実施により幹線、区画街路とも整備され、ために土地利用価値は増進し、防火施設の完備、都市の緑化等快適な新市街が造成され文化、交通、衛生、経済等に寄与するところ大であつて、西部海岸地帯の工場誘致の完成とともに生産都市、観光都市として両立する基盤を築くことができた。

○宇和島市

1 沿革

宇和島市が開発の途についたのは元和元年（1615年）伊達政宗の長子秀宗が宇和10万石を領したときに始まり、その後宇和島藩主には歴代英明の主が続き、家臣にもまた多くの英才が現われて土地の開拓をはじめ産業、教育、文化の振興に努力を傾けてきた。

明治4年廃藩置県が行われてからは宇和島県となり、同5年神戶県と改称され、現在の東西南北の各宇和郡及び喜多郡の行政が宇和島を中心として行われていた。明治6年石魂県と合併して新しく愛媛県が誕生し、県庁は松山に移つたがその後も愛媛県南部の中心地として独自の地歩を占めていたものである。町制が敷かれたのは明治22年で、その後大正6年に隣接の丸穂村を合併し、同10年八幡村を編入して市制を実施、さらに昭和9年九島村の合併が実現して市勢発展の基礎を築いたが、長期に亘る大戦によつてその進展は一時頓とんの止むなき状態となり、ことに昭和20年戦争末期において実に9回の空襲をうけ市街の大半は焦土と化した。しかし戦後における復興はめざましく「町村合併促進法」により隣接町村の合併もあつて世帯数18,088世帯、人口74,424人（昭和32年1月1日推計）となり、高予地方の中心都市としての面目を回復した。

2 罹災状況

本市は昭和20年5月10日を最初として8月8日までに前後9回に及び空襲を受けた。この間第1、5、8回が最も激しく、この3回で罹災戸数7,093戸、罹災者24,791人に達し、その面積は1.28平方kmに及んだ。9回の空襲の結果全市の面積の2.4%にあたる1.31平方kmが罹災し、罹災人口及び戸数は28,140人7,252戸でその罹災率は人口で46.0%、戸数では56.4%に達している。その結果270名の死者と371名の負傷者を数えるに至つた。

3 被災地応急対策

(1) 清掃事業

焼失物の残骸清掃、埋没下水溝の浸濫等には空襲の都度警防団、在郷軍人会等が出動してこれに当つたが、度重なる空襲でその量は増大し、本格的な処理は終戦後に持越された。戦後は瓦礫等の捨場として内港の一部（埋立後公園敷地とする計画であつた）を指定し、宅地内は極力各人で清掃するよう奨励するとともに単独市費で清掃事業を実施した。

なお補助事業により昭和21、22年度において事業費885,000円をもつて面積53,600坪の清掃を行った。

(2) 上水道事業

爆弾及び大砲焼夷弾により配水管に被害を受けるとともに家屋の焼失に伴つて給水施設の約3分の2が被害をこわつた。なお水道課庁舎及び倉庫が被災により焼失したので手持の資材、機械器具、関係図書等もほとんど失い、戦後の復旧は困難をきわめたが昼夜兼行の応急復旧に努めた結果漏水防止についても相当の成果をあげた。

工 種	昭和20年度		昭和21年度		昭和22年度		昭和23年度	
	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額
給水管漏水防止	ヶ所 3,000	円 33,924	ヶ所 3,500	円 208,471	ヶ所 2,500	円 379,034	ヶ所 2,000	円 138,180
配水管漏水防止	40	50,887	25	138,980	20	252,689	10	59,220
浄水及び送水施設 復旧	—	—	—	—	沈澱池 配水池 1 1	177,855	沈澱池 配水池 1 1	640,000
計		84,811		347,451		809,578		837,400

(3) 下水道事業

従来本市の排水施設はその大半が溝渠で、ごく一部に布設されていた管渠とともに戦災によりその大部分が埋没、破損等の被害を受けた。その応急対策として昭和20年度中は警防団員等の出動によつて埋没溝渠の浸濫を行い、同21年度は単独市費45,261円で応急復旧を行った。

(4) 住宅対策事業

罹災者の大半はそれぞれ焼失をまねがれた市内及び近郷の縁故、知人を頼り疎開したが、寄寓先のない者に対しては元海軍航空隊跡の建物、幼稚園の焼残り園舎等に収用するとともに住宅営団による貸家住宅の建築に努めるほか、標準住宅建築希望者には必要資材を配布する等の措置を講じて応急住宅対策事業を推進した。

4 被災復興計画

宇和島市は旧宇和島藩の城下町として発展し、城を中心として五角形に環状の市街地をなしていたのであるが、戦災によりその大半を焼失したのでこれを機会に旧来の城下町から脱皮して近代都市を建設することを目標に諸般の復興計画をたてた。

即ち高知県の一部及び愛媛県南部一帯を後背地とする港湾都市として九州、四国の連絡基地とすること、またこの地方の商工業の中心都市となつて発展して行く基礎を築くこと等を目標として従来の都市

計画に再検討を加え、土地利用については工業地域の拡張を、街路総計画については郊外地との連絡及び国鉄宇和島駅と宇和島港との連絡等に重点を置いて復興計画を立案した。その他新しく公園、下水道等も計画し、これらの都市計画を根幹として復興土地区画整理事業を実施するよう計画した。

(1) 土地利用計画

宇和島市には従来都市計画上の地域指定はなかつたが、近い将来四国循環鉄道の建設が実現する機運にあり、且つ九州と四国の連絡基地としての港湾の整備拡張とも関連して商工業都市として急速に発展することが予想されるので戦災を契機に土地利用計画をたて、昭和22年9月13日戦災復興院告示をもって都市計画地域を決定した。その後地積約10万坪の元海軍航空隊跡に工場誘致を計画したのでこの地区を工業地域に指定したが、これにより関連工業の発展も予想されるので、当初の地域指定を再検討して昭和26年5月28日建設省告示を以て次のように追加変更した。

区 分	地 積	比 率	備 考
住 居 地 域	281.5 ha	52.6 %	
商 業 地 域	47.5	8.9	
準 工 業 地 域	154.5	28.9	
工 業 地 域	51.5	9.6	
計	535.0	100.0	

(2) 街路計画

既往の都市計画街路は概して巾員が狭く、戦後急激に膨張する都市の形態に適応しなくなつたので、戦災を契機としてこれに再検討を加え、全域にわたり巾員を拡張した街路計画を策定して昭和21年7月6日戦災復興院告示をもって復興都市計画街路を決定した。しかしその後の復興土地区画整理



1・2・1 巾員 36.0m四所 宇和駅よりローター方面を望む

事業の進捗に伴ない、その一部に突状に添わないものができたので従来の計画を廃止し、昭和29年12月21日建設省告示第1,637号をもって新たに都市計画街路を決定した。

街 路 番 号	等 級	類 別	番 号	幅 員	備 考
	I	3	1	25	丸之内九穂線
	II	1	1 ~ 3	20	柴町北宇和島停車場線 外2線
	III	2	1	15	宇和島停車場宇和島港線
	IV	3	1 ~ 16	12	鶴島町和盛町線 外15線
	I	小	1 ~ 12	8	宇和島停車場追手通線 外11線

(3) 公園緑地計画

宇和島市は従来公園緑地で都市計画公園として計画決定したものはなく、郊外一帯に亘る自然緑地及び市街地の中必にある城山等を利用していたのであるが、復興地区区画整理の施行に伴い、市民の厚生、憩楽、都市の美観、防災等の見地からその区域の内外にわたって都市計画公園を決定した。その後数度の計画変更を経て区画整理施行区域内において4.37ヘクタール（地積比3.5%）、区域外16.07ヘクタール、計 20.44ヘクタールの公園を次表のとおり決定した。

都 市 計 画 公 園

番号	名 称	位 置	地 積	備 考
1	天 救 公 園	御殿町地内	2.62 ha	昭和29年12月21日 変更決定
2	住 吉 公 園	住吉町地内	2.72	昭和23年3月31日 決定
3	朝 日 公 園	朝日町地内	0.13	昭和29年12月21日 変更決定
4	和 盛 公 園	和盛町地内	1.19	昭和23年3月31日 決定
5	城 山 公 園	丸之内地内	12.11	〃
6	御 浜 公 園	〃	0.29	昭和29年12月21日 追加決定
7	灘 公 園	朝日町地内	0.14	〃
8	愛 宕 公 園	六超寺奥、野川地内	1.24	〃
	計		20.44	

(4) 排水計画

下水道の築造認可を受けていない榊形町、御殿町、堀端通等の各地区内排水路は、丸之内地内にある面積約1,300坪の溜池用水池に流入し、榊形町を流れる小排水路によつて内港に排水されていたが、地盤沈下の影響等もあつて排水状況不良のため、前記排水区域内においては降雨時に相当数の家屋が浸水の被害を受ける状態であつたので、この解決策として都市水利施設整備事業により小笠原新田排水路を整備することとした。なお水路整備のみでは十分な効果を挙げ得ないためポンプ場を併設し、

径600mm横型軸流ポンプ（40.8馬力ディーゼルエンジンを原動力とする）2基を据付け満潮時にはポンプにより揚水排除するよう計画した。

都市計画水利施設

名称	起点	終点	主な経過地	幅員	排水区域	備考
小笠原新田排水路	明倫町	丸之内	明倫町、樹形町	1.3m	34.1ha	昭和29年5月13日決定



【1・1・2 栄町・丸の内線 栄町より丸の内を望む

(5) 上、下水道計画

○上水道 計画給水区域を4.0平方km（市街地一円）とし1日平均給水量4,950立方m、1日最大給水量9,800立方mとしたが、昭和31年3月末日現在の給水人口は43,425人で実給水量は5,980立方m（漏水率39%）である。また水源は市内柿原地内に溪流水利用のもの1箇所、市内明倫町及び御殿町地内に地下水利用のもの計4箇所である。なお宇和島復興土地区画整理区域375,000坪の給水面積は全域とし、配水管の延長は30,270mに達している。

○下水道 在来の排水施設は主として蓋のない溝渠であつて、一部布設されていた管渠も被災のため各所に被害を受け、なおその上に地盤沈下の影響等もあつて市街地の排水状態は全く不良となつたので、昭和22年度において市街地330ヘクタールに及ぶ区域の下水道計画を樹立した。排水方法は合流式とし、地勢の関係から10排水区に分割し、計画排水人口はその当時最も密度の大きかつた地区の1ヘクタール当り300人を基準として決定した。計画降雨量は過去の観測結果からその第2位45.0mm/時を採用し、流出量の算定に当つてはビュルクリーチーグラー氏の公式を使用した。汚水量の算定は本市の上水給水計画基準量である1日当り0.123立方m/人の50%増の0.1845立方m/人を最大使用量として決定し、これを基準として上記の人口密度より最大流出汚水量は1ヘクタール当り0.00096立方m/秒を算出した。なお宇和島復興土地区画整理区域375,000坪に対する排水面積は全区域とし、排水人口36,900人、下水管渠延長は39,380mである。

(6) 駅前広場計画

駅前広場は街路計画の一環として昭和29年12月21日建設省告示第1,637号で5,939平方mを決定したもので、復興事業としては用地の確保に重点をおいて施行してきた。広場内の施設については鉄道側とも協議の上昭和33年度に施行した。広場計画の面積算定の基礎としては1日最大乗降人員を20,000人とし、最大ハイヤー駐車台数を36台、最大バス駐車台数を6台（バス系統12系統とする）として面積を算出し5,939平方mとしたものである。

5 被災復興土地区画整理事業

未曾有の被災に対する復興計画については官民有識者を網羅した復興委員会を結成し、その協議を得て慎重熟議の結果昭和21年度から550,000坪に及ぶ区域の土地区画整理事業を宇和島市が事業主体となつて実施するよう計画を立てた。当初の計画は被災による被災区域を主とし、これに区画整理の効果を充分発揮せしめる上に必要な周辺地区を加えて550,000坪の区域を決定したのであるが、その後和靈町地内の鉄道用地は国鉄が買取ることとなつたのでこれを区域から除外し、明倫町地内の一部を公園計画に追加したため区域面積は510,000坪となつた。その後財政上の制約もあつて昭和34年に再検討の結果焼残り建物の多い地区及び比較的経済効果の低い地区を除外して地積を375,000坪に縮小した。この



天啓公園

事業は昭和21年9月11日被災復興院告示第141号で施行命令を受け昭和25年度に完了する予定であつたが、事業が予定通り進捗しなかつたためさらに昭和39年度まで施行期間を延長するよう執行年度割を変更した。

施行区域は面積も比較的狭いので全区域を一地区として施行することとし、従前から商店街の中心で

あつた追手通り、袋町、恵美須町、船大工町を中心とする商業地域及び朝日町、和霊町、榊形町、明倫町等の工業、準工業地域、丸穂、御殿町等の住宅地域は各用途域にそれぞれ適合するよう換地計画を立てるとともに駅、港間には臨港鉄道を計画し、市の南北の玄関に当る箇所には20m街路を設けて郊外地との連絡の緊密化を計つた。

## 6 事業の実施

当初整理施行区域として決定した550,000坪について総事業費16,915,616円をもつて事業を実施するよう設計認可を受けたが、再検討5ヵ年計画により焼残り建物が多くて移転補償費を多額に要する地区及び現況が農地で比較的経済効果の薄い地区等を整理して施行区域から除外し375,000坪に縮小した。これに伴つて各工種とも事業量を極力圧縮したが、事業費総額は物価の値上りのため当初計画した事業費をはるかに上廻るものとなつたので事業費を更正して67,360,000円と決定した。しかしながら朝鮮事変に伴う物価値上りのため既定の事業計画を実施できなくなつたので29,098,000円を追加して事業費を96,458,000円に再度改訂して事業を遂行した。

### (1) 調査

測量班を編成し、市直営で昭和21年度から測量を始め、まず換地設計の基礎となる丈量図を作成するため現形測量を行つたが、施行規程に基く地積の更正の基となるものであるから、隣接地との境界線の測量には関係権利者の立会を求めて正確を期するよう努めた。しかしながら何分にも戦災直後のことと境界不明瞭な箇所も多く、この作業は非常に困難であつたが、全区域にわたつて3/1000の丈量図を作成した。その後換地計画に基き確定測量を行い、昭和27年度までにその大部分を完了したので換地処分を行う段階となつている。

### (2) 宅地整地

土地評価基準に基いて15cm以上の高低差について宅地整地を行なうこととし、建物の移転計画に支障のある宅地及び宅地内の排水施設等の整備のために整地工事を必要とするものに重点をおいて実施した。補助事業としては昭和23年度に事業費274,000円をもつて1,559.1坪の宅地整地を行い、その後は昭和24年度から市単独事業費1,476,326円をもつて10,865.97坪の整地工事を実施した。

### (3) 建物移転

整理施行区域内を5ブロックに分け、各ブロックにそれぞれ専任の係員を配置し、昭和21年度に要移転家屋を実地に調査し移転計画をたてた。この計画により昭和22年度から工事に着手し事業費30,256,000円を投入して同22年度までに建物全部651戸の移転を完了した。この移転戸数のほとんどが協議移転であつたが、移転工法の点で整理施行者の決定に不服なものがあつて、補償審議会により決定したものも若干あつた。特殊建物の移転としては建坪108坪、庭園400坪に及ぶ邸宅が1件あり、当初補償額について市の査定額と所有者の要求額に相当の開きがあり、非常な困難が予想されたが、たまたまこの建物の所有者が別府市に居住していたため関係者が同市に向いて折衝した結果、所有者の理解と協力により市の査定補償額1,850,000円で妥結した。よつて強制移転を実施したのは1件で、これは住宅店舗22坪、木造瓦葺二階建が換地予定地の指定について飛び換地することが不都合で

あるということから訴訟となつたものであるが、その判決に基いて強制執行した。

### (4) 街路事業

巾員12m以上の街路は特殊な箇所を除きすべて歩車道の区別を設けることとし、駅前36m街路については中央に7.5mの植樹帯を築造した。なお路面の排水施設として歩車道の区別のある道路にはその境界線に、その他の街路には官民有境界線に、それぞれコンクリート造りのL型またはU型街渠を築造することとした。街路工事は街路整地で路盤積を行つた車道には2車線程度の巾に厚さ6~10cmの砂利敷を敷いた。L型街渠については市内直営工場でコンクリートブロックを製作し、請負工事の場合には現品を支給し、街路の植樹帯には昭和27年度に補助事業でサツキ、キリンシマ、多桁松等の植樹を行つた。

### (5) 橋梁

戦災復興事業で架設した橋梁はその大半が木橋であつて昭和32年度までに事業費18,452,000円をもつて1,614平方mの橋梁を架設した。

### (6) 駅前広場

鉄道側と協議の上、折半線から駅舎側にある民有地80坪の買収費320,000円と建物の移転補償費7,349円を国鉄の負担としたほか、昭和27年度において事業費900,000円をもつて整地、砂利敷、歩道舗装等鉄道側負担区域内の施設の一部を整備した。折半線から市街側の広場については昭和31年度までに事業費10,588,500円をもつて建物移転、整地、砂利敷、側溝、橋梁架設等を市において実施したが、これ等は何れも広場整備の基礎的工事で、昭和33年度においては市負担分1,650,000円、鉄道負担分1,070,000円、計2,720,000円の事業費を投入して車道のアスファルト舗装2,672平方m、歩道のコンクリートブロック舗装140平方m、L型側溝110m、緑帯境界石据付81mその他広場の照明施設、駐車場標識、植樹等の整備工事を実施した。

### (7) 河川水路事業

本事業で付替を行つた水路は石積の小水路で昭和26年度までに事業費2,596,000円で延長1,301.4mの工事を完了した。

### (8) 公園事業

昭和25年度から事業に着手し事業費650,000円をもつて公園整地4,515坪、事業費2,456,000円をも

名	称	位	置	地	積	主	要	施	設
天	救	公	園	御	殿	町	2.62	ha	野球場1、バレーコート1、テニスコート3、公衆便所2
朝	日	公	園	朝	日	町	0.13		ブランコ3、シーソー1、砂場1、水呑場1、スベリ台1
和	霊	公	園	和	霊	町	1.19		ブランコ2、オーシャンウェーブ1、砂場1
御	浜	公	園	丸	之	内	0.29		鉄棒1、遊動木1、砂場1、ブランコ1、シーソー1、休憩所1
灘		公	園	朝	日	町	0.14		遊動木2、鉄棒1、砂場1、水呑場1、休憩所1、公衆便所1
									ブランコ1、スベリ台1、シーソー1、遊動木1、鉄棒1

つて8,651坪の公共空地整備事業を実施した。天救公園の整地については従来農地で低湿地であるた

め、盛土等の土工費を多額に要する関係上失業対策事業によって整地工事を行ったが、これに要した工事費は4,287,000円である。なお区画整理施行区域内の公園としては戦前にはなかつたが、復興事業として5カ所4.37ヘクタールについて上のおり施設した。

(9) 瓦斯管移設事業

昭和22年度から実施し同29年度までに7,284mの移設を完了した。昭和28年度までは設計書に基づいて査定した所要工事費の7割は瓦斯会社負担、残り3割は市負担として工事は同社に委託して実施したが、昭和29年度においては市負担分を移設補償費として瓦斯会社に支払うよう変更した。

(10) 上、下水道事業

上水道事業の実施は市の水道課が担当し、事業内容は径75～150mmの水道管の移設が主で昭和21年度から同28年度までに事業費3,810,000円をもって延長5,729mの移設を完了した。

下水道市の下水道計画の一部として昭和25、26の両年度において事業費2,711,000円で延長832mの管渠築造工事を実施した。

(11) 土地買収

減少率調整のため昭和21年度において107坪を51,000円で、同22年度に202坪を185,000円で、それぞれ買収して公共用地に充当した。

7 地積及び各種権利調査

換地交付の標準及び補償金、清算金の基準となるべき従前の土地の地積は昭和21年9月9日現在の土地台帳地積によることとしたが、整理施行者が測量した実測地積と著しく差がある場合は次の方法で更正地積を決定した。

(1) 実測地積が台帳地積より多い場合

その差が5坪未満のときは更正せず台帳地積そのままとし、5坪以上増歩のある場合は5坪を超える地積の8割を台帳地積に加算することとした。

(2) 台帳地積が実測地積より多い場合

その差が台帳地積の5分未満のときは更正せず台帳地積そのままとし、その差が台帳地積の5分以上の場合は実測地積の5分と残部の2割を実測地積に加算することとした。

(3) 未登記の所有権以外の権利の申告又は届出の地積についても所有権の地積と符合しないときは、整理施行者が査定して更正することとした。

8 換地設計の樹立

(1) 設計の方針

旧特別都市計画法施行令第13条により丙地区の指定を受けて一面地の最小地積を30坪とした。換地計画に際しては、戦災後急速に復興して行く市街地の各種建物の建築に支障をきたさないよう換地予定地の指定をすみやかにを行うため、換地地積は主として減少率による面積割で決定した。

(2) 農地との関係

天赦公園敷地3,866坪が農地であり、この他にも約790坪の農地が点在していたが、その大部分が

農地法による5ヶ年の売渡保留農地であるため反当り約200,000円の雑作補償を支払つたが転用そのものについては問題はなかつた。

(3) 過小宅地、借地について

整理施行区域内において、同一権利者の宅地または借地の合計が25坪未満の場合は原則として換地を交付せず、金銭で清算することとした。

(4) 土地償地歩合

$$\frac{\text{整理前宅地地積} - \text{整理後宅地地積}}{\text{整理前宅地地積}} = \frac{303,296.58 - 244,617.22}{303,296.58} = 0.194$$

種別	整理前	整理後	差引増減	歩合
公共用地	71,819.57坪	130,498.93坪	増 58,679.36坪	81.70%
宅地				
固有地	4,426.67	981.71	減 3,444.96	77.82
準固有地	3,463.90	3,157.56	〃 306.34	88.43
公用地	5,290.28	2,176.91	〃 3,113.37	58.85
その他	285,387.28	238,301.04	〃 47,086.24	16.49
その他	4,728.45	—	〃 4,728.45	100.00
計	375,116.15	375,116.15		

9 換地予定地の指定

家屋の建築及び道路整備の計画等を考慮しつつ昭和22年4月換地予定地の指定を開始、昭和29年3月一応指定を終了し、従前の土地と整理後の土地を対照した図面を換地予定地指定通知書に添付して所有権者、借地権者別に送付した。原則として換地予定地指定通知後30日の期日を置いて使用開始するものとし、建物移転等のため特別の考慮を払わなければならない土地については各権利者と協議の上使用開始の日を決定した。

10 土地評価

(1) 評価方針

整理前後の土地各筆の評定価格は、各路線価指数を基として指数1ヶ当りの単価に乗じて算出することとした。この路線価指数については、昭和26年8月、市長の諮問機関として委員12名をもって構成する「土地評価特別委員会」を設置し、慎重審議の上達観的路線価指数を制定したが、その後建設省から宅地利用増進率算定のための路線価算出法が提示されたので、これによって前記の達観的路線価を補正した。評価方針として当市の土地評価基準により土地各筆の位置、形状により遅減若しくは加算することとした。即ち街路と宅地との高低差については0.18m以下100%、0.36m以下95%、0.54m以下90%、0.72m以下85%、0.90m以下80%、0.90mを超えるもの75%の修正率をもって修正し、私道敷については有和のものは50%、無租のものは10%に修正することとした。

(2) 整理前後の評価

路線価方式により整理前後の地価を評価したものであるが整理前評価指数は34,165,514箇、整理後評価指数は34,250,842箇である。指数1箇の単価は固定資産税課税対象額（貸賃価格の2,200倍）の約20%程度の上昇を見込み決定した。

(3) 農地、学校その他特定土地の評価

官公署用地、神社仏閣等の整地についても一般宅地として評価した。農地については隣接宅地に準じて評価し、街路との高低差については前掲の修正率に基づいて修正することとした。

(4) 借地権評価との関連

土地所有者と借地権者との権利価格の割合は所有者6に対し借地権者4とした。

11 町名、地番の整理

町界の整理については先ず町割の原則として結合式を採用し、地形上止むを得ないものに限り路線式その他の町割によることとした。町の境界線は河川、水路、街路等の中心線、鉄道の用地界とすることとし、丁目の境界もこれに準ずることとした。町名の整理に当っては、従来の町名に準拠し歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの、語調のよいもの、商業地域で営業上の関係より見て重要なもの等を採用し、難読または印象の悪いものは避けることとした。

地番の整理に当っては街路、水路または鉄道等をもつて囲まれた各街廓を1番地とし、その中に数筆の土地がある場合は、の1、の2等の符号をつけることとした。なお地番は町の東または南を起点とし、西または北に進行せしめることとした。

12 事業効果

復興土地区画整理事業の施行により宅地の利用価値増進、公共施設の整備等が急速且つ効果的になされたことは戦前戦後の本市を見る人の等しく痛感する処である。宅地については整理前220筆もあつた30坪未満の超小宅地が整理され、街路については延長11,800m増加し、公園は整理前皆無であつたものが7ヶ所13,209坪開設された。とくに天赦公園には野球場、テニスコート等が設けられ市民一般から喜ばれている。これ等の公共用地によつて公共空地率は整理前の0.22から0.36に増加し防災の見地からも一段と安全な市街となつた。

○ 今 治 市

1 沿革

古く今治は今張と書かれ、また呼ばれていた。平家物語に海野道信なるもの東禅寺殿と申し今張の浦に起り云々とあり、太平記藤原頼朝伊予下向の条に今張の浦を策源地とした旨の記述が見える。その当時は沖積層の上に形成された越智平野の一角、日吉郷に属する一漁村であつた。豊臣時代福島正則が国分に居城してこの地を領したが、慶長5年（1,601年）藤堂高虎が関ヶ原の戦功により20万3千石を以て今張に封ぜられ、今張の浦に築城、同9年完成して今治城と名づけた。したがつ地名も今治となつた

が呼び方は旧のまま「いまばり」とした。寛永12年（1,636年）久松定房の所領となり、明治2年藩制奉還まで異代久松家が領有した。明治4年廃藩置県の際、今治を中心とする今治県が置かれた。同年今治、松山2県を廃して石川県とし、県庁を今治に置いたがさらに石鐘、神山両県を合して愛媛県を置くこととなり県庁は松山に移された。明治22年12月従来地名としてとなえていた今治村及び旧城下8ヶ町を合併、町村制による今治町となつた。今治町に隣接する日吉村はもともと今治町と一体のものである上に今治町の発展に伴い町の新設各種事業は、ほとんど日吉村の地域に置かれるなど両者の関係がよいまま密着になつたので、合して一自治体とする機運が熟し大正9年2月11日これを実現して今治市制を敷いた。

市勢のめざましい進展は人家稠密して工場其他諸施設の余地もない状態となり、広大な土地を獲得する必要に迫られ、今治を中心とする都市計画には近隣町村合併の必然性が生じ、昭和8年2月11日に近見村が、同15年1月1日には立花村が、それぞれ市域に編入されてその基礎が確立された。昭和15年の国勢調査には常住人口1155,557人を数えたが、同20年8月6日の震災によつて市街中核部の大部分を失い、全戸数の7割余りを焼失して人口僅かに39,000人となつた。しかし市民のたゆまざる努力により、



震災直後の本町二丁目角附近

その復興再建はめざましいものがあり、遂に昭和25年10月には人口160,191人を数えるに至つた。

その後「町村合併促進法」の公布されるに及び昭和30年2月1日市周辺の宮原村、桜井町、清水村、日高村、波止浜町、乃万村の6ヶ町村を合併し、さらに同年8月1日には青海町から馬島を編入し、これにより面積約75平方kmとなり、昭和30年10月1日の国勢調査では人口196,654人となり住民登録によれば

ば毎年平均2千人の増加をみている。

2 罹災状況

昭和20年4月26日に始まり同年8月5日までに前後3回の空襲を受け市街地はほとんど潰滅し、全市戸数10,858戸の約76%が失われ、人口154,341人の63%が罹災した。また面積ではその33.5%にあたる1,811,500坪が被災を受けた。



現在の市庁前より市街地を望む

3 被災地応急対策

(1) 清掃事業

被災復興事業として昭和21年度から被災地区の清掃に着手、中心部の街路敷及び港務所、駅前広場の瓦礫排除を行った。この瓦礫は一部を街路整地に使用、ほとんどは土地区画整理に伴う吹揚城浜の埋立を失業対策事業と併せ行い、小公園及び都市計画街路の造成に充当した。

(2) 金属回収事業

瓦礫清掃と同時に屑鉄類の回収を行い、回収分60トンは民間屑鉄商に売却処分し、この売却金53,130円は区画整理事業費に充当した。なお鉛屑は水道課において回収し上水道工事の鋳鉄管接合等に使用した。

(3) 水道復旧事業

被災前の上水道給水戸数は2,265戸、罹災による焼失戸数は2,100戸である。水源施設及び配水施設の被害は僅少で事務所の焼失のみに止まり、ポンプ室及び送水管には損害は認められなかったが、市

内中心部の配水本管(径450~100mm管)は大襲時限爆弾並びに直撃弾のため15所破損漏水した。配水本管は制水弁の閉鎖により区域断水を行い、乏しい在庫品で応急措置を講じ、給水管は鉛管の叩潰し、或は上水栓の閉止等により漏水を防止しつつ臨時修繕し、応急措置として消火栓の開放及び共同水栓を新設して各戸に給水した。

なお戦前は大部分放任給水で確実な有効水量、漏水量は不明であったが逐次水量器を整備し、復興街路計画にもとずき配水管の移設替、制水弁の設置等により断水区域を縮小し、漏水調査を行って戦災による配水本管の接合部の漏水修繕、腐蝕管の取替修理等によりその漏水率は年とともに改善された。

年 度 別	給 水 人 口	1 日 最 大 給 水 量	漏 水 率	備 考
	人	m <sup>3</sup>	%	
終 戦 時	11,325	不 明	不 明	
昭 和 21 年 度	15,455	7,302	"	
昭 和 26 年 度	39,303	8,540	30.5	
昭 和 31 年 度	59,425	12,552	22.4	

(4) 住宅対策事業

戦災により8,212戸の市街地住宅を失い、34,200名が罹災したがその大半は焼残り地区またわ近郷の縁故関係に疎開或は分散した。住宅対策としては天保山地区で焼失を免かれた被服廠の工場建物及び日吉国民学校等を一時収容所とし、住宅復興については自力建築を主として建築希望者には県の割当資材を供与した。市においては昭和21年3月天保山地区に燧洋寮(42坪)及び米島寮(450坪)を補助事業により建築し、市内大新田、長崎紡績株式会社の寄宿舎(330坪)を転用住宅として被災者、引揚者の収容施設に代用し60世帯を収容、住宅難の緩和を図ったがいずれも限られた資材のため十分な事業は行えなかった。市内建築物の年度別建築戸数は21年度3,430戸、同22年度1,817戸、同23年度790戸、同25年度1,212戸、同26年度362戸であった。

応急住宅及び公営住宅建築状況は次のとおりである。

施 設 の 名 称	竣 工 年 度	敷 地 面 積	戸 数	建 坪	備 考
		坪	戸	坪	
米 島 寮	昭和21年度	500	—	—	19世帯(国庫補助)
親 和 寮	昭和20年度	—	—	330	34世帯(旧長崎紡績寄宿舎転用)
燧 洋 寮	昭和22年度	—	—	42	7世帯(国庫補助)
第1次庶民住宅	"	1,283	50	492	蒼社川堤塘敷を借用
第2次庶民住宅	"	3,079	90	886	市有農園を敷地に転用
第3次庶民住宅	昭和23年度	3,269	100	985	天保山埋立地を利用
第4次庶民住宅	昭和24年度	2,648	68	600	蒼社川堤塘敷を借用
第5次庶民住宅	"	2,257	65	650	"
第6次庶民住宅	昭和25年度	2,107	40	462	鯉池地区民有地買収
第7次庶民住宅	昭和26年度	1,370	30	315	"

4 被災復興計画

昭和20年閣議決定の戦災復興計画基本方針により将来の商工業都市、市街地人口10万の大今治市への発展のため、土地区画整理を実施して都市構成上重要な各級の諸施設を設立し、非被災地との連絡を密にして今治市百年の近代的都市建設に着手することを決定した。

即ち不規則な街廓を整理し、整然たる市街地とするため宅地の大小を適正化して市街地過密の状態を緩和することとし、これがため土地の交換分合、道路、水路の改廃を行い、通風、採光、日照等の条件を良好にして市街地の利用増進を計るよう考慮した。

今治市は古来阪神及び中国方面との船運の中心地であり、大正11年四国唯一の開港場として認可されるや、その港湾施設の充実と縮糸、綿織物等の隆盛と相まって逐年市勢の発展を見つあつたが、不幸戦災により商工業中心地の大部分が壊れ去る痛手を受けたが市民の旺盛なる復興意欲により産業、経済、交通の中心地として従来の繁栄を再現し、現在に至つたものである。

即ち用途地域、街路、公園、緑地等を都市計画として決定し、今治駅と今治港を不離の關係に置き港湾、観光、漁業、交通上市民のために住みよい都市として再建したのである。

#### (1) 土地利用計画

○ 用途地域 土地利用上各種用途の混濁を規制し、戦災前の確然たる市街地の再現を防止するため地域はその用途に適合した立地条件たらしめるよう、その配置に留意した。昭和2年3月24日告示された今治都市計画区域における市街地建築物法による地域指定は、昭和22年9月13日戦災復興院告示第93号をもつて決定されたが、その後人口の増加、市街構成状態の変化から必ずしも当初の計画とは一致しないので、市街地の利用状況、各地域の立地条件等を考察して昭和26年5月28日用途地域の変更を行った。

住宅地域は都心部の集田商業地域及び南西に伸びる路線商業地域を圍繞する1～2kmの地帯をその地域とした。

商業地域は市の中央を東西に貫通する幹線街路を中心とし、その間において映画館等の娯楽施設はこの区域に集中され、官公庁もまた市役所を中心ほとんどこの区域内の一団地に集約されている。

工業地域は地勢による観察と現在工場の分布状況を参酌して荻社川下流の一団地及びその下流から今治港にいたる天保山の一団地並びに旭町荻社川よりの団地、東洋紡第一工場を中心とする団地について指定した。

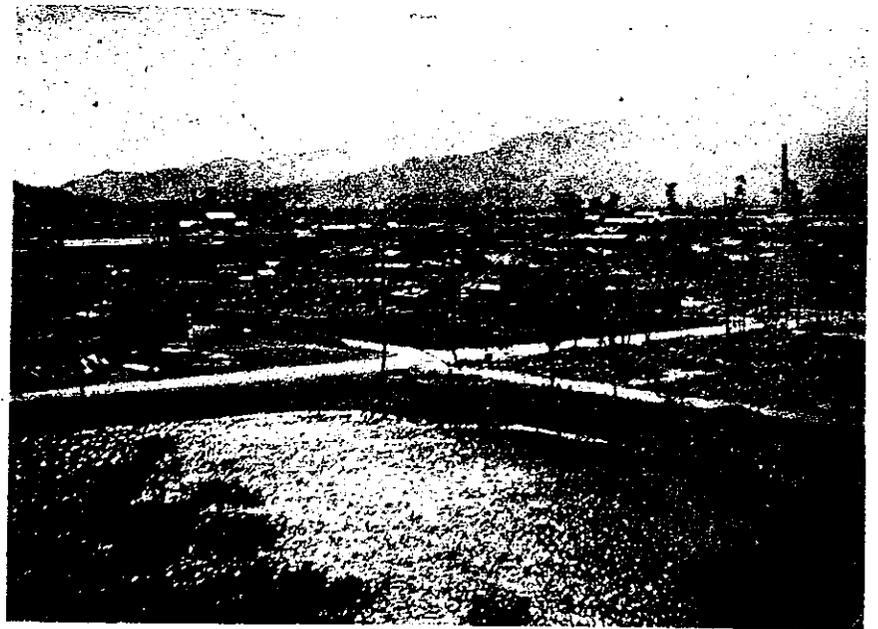
準工業地域としては商業地域に隣接する北西の団地、鳥空浜の窪及び蔵敷上の一団地を指定した。

#### ○ 緑地地域

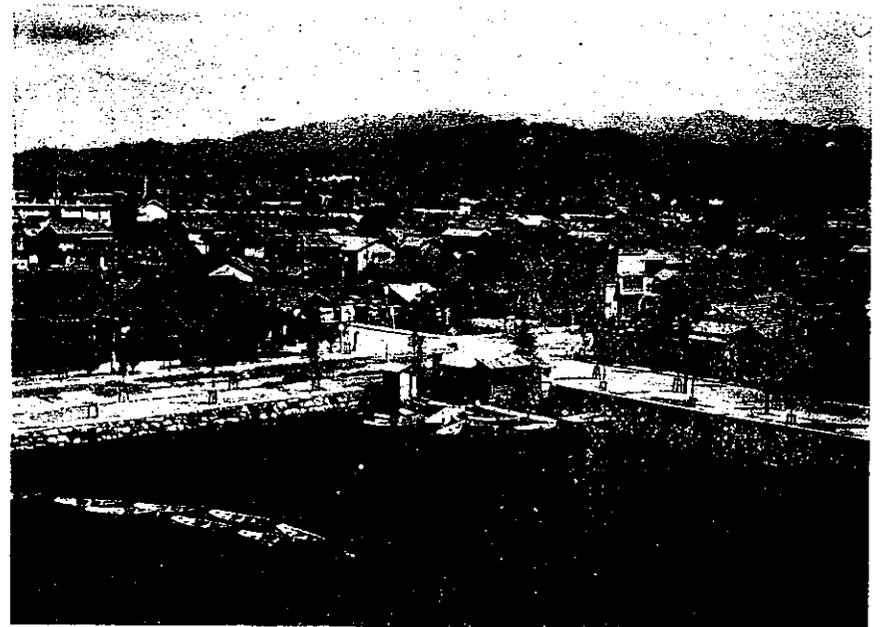
特別都市計画法第3条の規定により特別都市計画の施設とする緑地地域については、天保山海岸より別名にいたる荻社川一帯 118ヘクタールを確保した。

#### ○ 防火、準防火地域

市の中心部は建築密度が高く、かつそのほとんどが木造建築であるため火災に際しては延焼拡大



吹揚城南端より市街南部を望む



の危険率が大いので、準防火地域として市役所を中心とした駅裏から海岸に到る商業地域一帯を指定すべく、昭和24年10月13日建設省告示第849号をもつて面積74.97ヘクタールを決定したが昭和34年にいたり面積を96.86ヘクタールに変更した。

区 分	当 初 変 更				区 分	当 初 変 更			
	地 積	比率	地 積	比率		地 積	比率	地 積	比率
住宅地域	272.6	45	364.7	47	未指定地域	148.9	25	—	—
商業地域	86.4	14	120.3	15	準工業地域	—	—	177.6	23
工業地域	99.1	16	117.2	15	計	607.0	100	779.8	100

(2) 街路計画

今治市は京阪神との移出入の主要港として県下第一を誇っており、現在東洋紡績、波止浜塩業、波止浜、来島各造船所等に加えて瀬戸内海国立公園の中心をなしているため市況は膨脹を極め、交通量は逐日増加の傾向にある。しかしながら在来道路は巾狭隘な上に系統を欠き、漸増する交通量を完全消化できない状態にあり、また市街化の途上にある周辺部の非戦地もその構成は何等の基準もなく、保安、衛生上或は日常交通経済上から大きな支障をきたしているため、今治の戦災を転機として都市計画街路を決定し、商工業都市として将来に備えるため、まず今治港と今治駅及び日高、玉川村との連絡をよくする目的で東西に幹線を配し、これに連絡する路線を選定した。また松山、高松方面との交通路線を計画し、これに連絡する路線を配して市街地の復興及び将来の発展に備え、さらに、保安確保及び物資の輸送に支障をきたさないようにした。

かくして昭和21年に決定された街路計画は区画整理事業の進展に伴い再検討の結果、昭和29年に至り当初計画を一部変更することとした。

(3) 公園緑地計画

従来公園、緑地はほとんど無いといつてもよく、藤堂高虎築城にかかる吹揚城址が市民の唯一の慰

名 称	位 置	地 積		備 考
		当 初	変 更 後	
吹天揚山公園 御蔵日見公園	黄金通、西川通、南堀通の各一部 苜社川下流左岸、大保山海岸東南 御蔵通左側、大字蔵敷	7.035	6.914	普通公園
		3.736	3.736	〃
		2.730	0.661	児童公園
		0.945	0.128	〃
		0.615	0.453	〃
藤川見合公園 浅海公園	大字別宮 〃 大字大新田 大字片原町地先 大字今治村	1.121	1.121	近隣公園
		15.276	12.046	運動公園
		7.669	7.669	普通公園
		4.628	4.628	〃
波止浜池宮	御蔵通左側、大字蔵敷 総合運動場より海岸に到る 大保山海岸より大字別宮に到る苜社川一帯 大字波止浜字地蔵 大字蔵敷 大字別宮	0.317	0.302	児童公園
		0.595	0.595	普通公園
		118.976	118.976	緑地
		—	0.253	児童公園
		—	0.155	〃

楽地として愛用されてきたが、戦災復興を機として市民の慰安、保健、防災を主眼に公園11、面積66,258坪、緑地1、面積359,902坪、墓地1、面積29,000坪を計画決定した。即ち今治駅から西方1km、浅川の清流にまたがり約5万坪を総合運動公園として計画して市民の体位向上に資したほか、近隣公園として市の中心部に約3,300坪の森見公園を、東方に約8,000坪の御蔵公園をそれぞれ計画した。また児童公園はそれ等の誘致距離等を勘案して計画されたが、区画整理事業の進捗につれて変更を余儀なくされ、上のおり都市計画公園、緑地の変更を行った。

(4) 上、下水道計画

○ 上 水 道 給水区域は今治市一円、給水人口59,425人、1日平均給水量9,860立方m、1日最大給水量12,552立方mとして計画した。また水源地としては伏流水を今治市大字片山地先、苜社川左岸境内で集水し、埋渠により集水の上塩素滅菌により浄水することとした。配水池を今治市海祥寺山の標高48.6mの地点に設け、押し揚げ塩素滅菌の上自然流下により市内に配水し、水源地からは1径400mmの鋳鉄管延長1,953mで送水することとした。

○ 下 水 道 在来の溝渠は概して西南から東北に向い、いずれも下水及び灌漑に使用されており、一部には暗渠式の下水管が布設されたが、過半数が無系統、不完全なもので幸うじて排水しているに過ぎなかった。

本市の下水道計画は中根区域を計画排水地区として、全排水区域を地勢及び現在の排水系統、都市計画事業の進捗、市の発展等を推定して下水路施設の緩急順位を勘案し、大別して鉄道線路を境として東西に二分した。すなわち鉄道より東方地区は本市の最も重要地区で戦災によりほとんど灰燼に帰し、特別都市計画法による戦災復興土地区画整理事業施行中の区域で概して低位にあり、地盤沈下のため地下水昂昇し、場所によっては海水が浸透するため下水排除施設の最も急を要する地区である。鉄道より西方地域は一部土地区画整理施行地区であるが、ほとんど非戦災地区で都市計画上住宅を主体とする小商工業地区である。以上各種の条件を考慮して排水区を区分し、さらに下水道施設の緩急を斟酌して各排水区を排水区分に大別した。

降雨量は市の北西方約5kmの地点にある波止浜測候所の自記雨量計を基準として算定し、雨水の流出量はピュルクリーチグラー氏方式によつた。また流出係数は市の発展に伴い道路は舗装され、緑地、空地は次第に減少することが予想されるが、係数の過小見積を避け、全排水区域にわたり将来の変遷を考慮して既設の水道を有する各都市の採用数値の实例、その他文献等を参考にした。すなわち全排水面積を概ね道路、家屋、空地の三部分に大別して区分の流出係数を定め、次に各排水区及び排水区分別にそれぞれの面積率を推定してその平均流出係数0.5をもつて実用流出係数とした。

汚水量の算出には上水道の1日最大給水量1人1日当り210リットルであるが、地下水及び将来の拡張計画による給水量を推定し300リットルとして汚水量とした。排除方式としては合流式を採用したが、降雨時には汚水量、雨水量は日本丸ポンプ場から内海にポンプで放流し、また排水管路は暗渠式を第一とし、流速は毎秒1mを標準とし、旱天時には最少流速を毎秒30cmとした。しかし

て排水計画は自然流下により導流し得るよう計画したが、放流カ所の水位が満潮時の潮位より低くなる場所があるので、荻社川放流カ所や日本丸地先にはポンプ場を設備した。

5 戦災復興土地区画整理事業

終戦後ただちに復興委員会を結成し、再度会合を開いて実施方針、施行者決定等について協議したが、施行者の決定に当つては市民の要望を充分にいれ、かつまた、その復興を速かにするとともに、将来市発展の基盤となるべき区画整理を実施するためには市の施行によることが最良であるとの結論に達したので市において施行することとした。

6 復興土地区画整理区域及び事業決定区域の決定に至るまでの経緯

市の中心部はほとんど全焼したので非戦災地区を除いた全部を地区に包含した。また農地も相当面積包含されたが、これは将来の健全なる市街地造成を図るために考慮したものである。

(1) 区域の変更

昭和21年7月6日区域 1,100,000坪の指定を受け、これが事業の遂行に当つてきたが、同24年9月24日閣議決定をみた「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」により後年度施行地域として決定されている374,000坪を区域から除外した。その理由は東洋紡績今治第二工場が公共減歩のため工場の一部を移転する必要があつたが事実上移転不可能であり、かつまた後年度施行地区は農地が大部分を占め、零細農民の耕作地減少に対する反対が強い傾向にあつたので再検討に関する基本方針に則り除外した。その後昭和29年12月21日建設省告示に基く収束計画により面積を縮小して726,000坪とした。

工 区 別	当 初	再 検 討	収 束	町 字 名
第 1 工 区	306,786	306,786	309,600	新町全部及び米屋町、空屋町、本町、片原町、中浜町、風早町、大字日吉、今治村、別荘の各一部
第 2 工 区	480,000	357,401	350,679	大字藏敷の一部
第 3 工 区	313,214	61,813	61,096	米屋町、空屋町、本町、大字今治村、今治別荘、大字日吉の各一部
計	1,100,000	726,000	721,375	

(2) 事業決定年月日及び執行年度割

土地区画整理については昭和21年に都市計画が決定され、昭和25年度までに完了するよう施行命令を受けたが、その後再検討5ヵ年計画により事業年度を昭和29年度まで延長した。しかしなお残事業があつたので昭和36年度まで延長したが、清算事務を円滑にするためさらに昭和43年度まで延長する計画である。

7 事業の実施

当初の計画では街路事業費を含め土地区画整理事業費として36,234,978円を計上したが、昭和24年度戦災復興事業に対し再検討を加えた結果、あらためて5ヵ年計画を樹立することとなり施行地域の面積について検討が加えられた。その結果昭和25年度以降、120,280,000円の事業費で同29年度完了を目標に

施行してきたが、昭和26年の朝鮮動乱により諸物価が著しく高騰したため同26年度以降の事業費を125,426,000円に改定し、36,617,000円の増額を認められたにも拘らず、昭和29年度までに事業を完了することが困難となり、再度実施期間の延長を行つて同36年度までとし、事業費36,800,000円を追加して昭和33年度までに上記金額約193,697,000円を費したが、なおかつ事業の収束を見るに至らず、止むを得ず残事業費26,000,000円を再度追加増額して事業の完結を期することとした。

(1) 測 量

土地区画整理区域内の計画街路は既存のものを利用したが、既設街路は不整形でその中心点を使用できず新たに既存街路内に直線に中心点を移動設計し、新設街路は新たに中心点を設定してこれをトラバナー点として秒読トランソット、鋼製巻尺を用いて多角測量を行い、各中心点の座標を計算により算出し精度は1万分の1以上とした。これ等の中心点を基準に平板測量によつて縮尺1/300及び1/600の現形図を作成した。

(2) 宅 地 整 地

整地はほとんど所有者各自で行つたが、街路の施行面に準じ換地指定に支障のないよう整地し、低地には瓦礫等を利用して盛土を行つた。すなわち昭和21年度には87,260坪を事業費383,969円をもつて実施し、同22年度には33,000坪を国庫補助を受け事業費364,266円で実施した。

(3) 建 物 移 転

移転を要する1,958戸はいずれも街路及び換地に支障となる建物なので全戸数について移転計画をたて、1/600の図面に図示し、この計画により各戸について現況調査を行い、建物移転該当者には補償基準に基いて補償額及び奨励金を決定し、移転通知書により協議移転を行つた。当時全国各地に開市が殷賑を極めたが当市もその例に洩れず、駅前、港にあるこれ等開市のうちには協議移転に依らず、強制移転をも拒否したものもあつたが、関係者の努力により円満解決をみた。施行者としては出来る限り協議移転の方針を堅持したので一戸に対する折衝回数も数回に及ぶ事がほとんどであり、その間土地区画整理法第77条による移転命令書或は再告書を発送し、その期限最終日の夜にはいつてようやく協議が成立したことも多く、実際に強制移転を行つたものはなく全部協議成立し移転は所有者自身で行つた。

(4) 墓 地 移 転

区域内にある東禅寺、円浄寺、正法寺、米迎寺の墓地で換地により支障物件となつた2,551基につき移転を行つた。移転実施に当つてはまづ各新聞に2回移転公告して周知を図り、市において関係各寺の住職及び檀徒と実施方法について協議の結果、関係者は各寺住職に一任することに話し合いがついたので市は各住職と墓地の移設先及び補償金について折衝し、移転工事については住職が請負業者に補償金の範囲内で請負させた。

(5) 電 柱 移 転

電話柱については市の移転通知により電気通信局が無償で移設し、電灯柱は四国電力株式会社と協議して1本4,000円の一率補償で移設を完了した。

(6) 街路事業

15m以上の幹線街路には歩道を設けたが、彌生通線西門通の12m街路についても沿線住民の陳情により歩車道の区別を設けた。側溝はコンクリート工法で施行し、橋梁は鉄筋コンクリートで拡張または新設して地区街路の面目を一新した。その後街路舗装工事は都市計画事業及び市の単独事業で着々進行している。

(7) 河川水路事業

街路の変更及び臨港鉄道の計画に伴い、自然水路の系統も変更または移動の必要が生じたので、石積及びコンクリート壁の水路を築造し、農地の用排水及び雨水排水の便を良好ならしめるよう留意した。

(8) 上水道事業

復興街路計画による街路の改修に伴い上水道管の現況を調査し、区画整理計画の完了とともに地区内の上水道管の移設復興計画を樹立して昭和21年度より実施し、同年度に一応完成した。本工事は区画整理に伴う換地決定区域内の旧道路が民有地に換地され、復興家屋の増加により既設管の移設が急を要したため、新道路敷内に予備の手持配水管を布設通水したのち、給水管の連絡管を行って既設配水管を撤去し、これによる断水等の支障のないよう給水の万全を期した。また同一口径のない場合は1区間毎に代用管を仮設し、配水本管移設後代用管を引上げ逐次工事を完成した。

区 分	市 単 独 事 業			区 分	国 庫 補 助 事 業		
	敷 去	量 布 設	金 額		敷 去	量 布 設	金 額
昭和 21 年度	981	128	45,000	昭和 25 年度	900	1,880	995,828
昭和 22 年度	738	413	180,000	昭和 26 年度	620	1,510	1,498,400
昭和 23 年度	1,150	1,277	750,000	昭和 27 年度	790	1,380	1,502,439
昭和 24 年度	1,400	1,300	750,000	昭和 28 年度	300	320	200,000
昭和 24年度補正	—	820	690,000	昭和 29 年度	167	174	166,000
計	4,269	3,938	2,415,000	計	2,777	5,264	4,362,667

8 換地及び清算

(1) 地積及び権利調査

換地交付の対象となるべき従前の土地各筆の地積は昭和21年9月9日現在の土地台帳地積によることとし、必要あるときは市が測量した実測地積によることとした。借地権等については特別都市計画法第45条の規定による届出の地積により昭和21年11月30日現在の権利を登録したが、建物移転の際に極力土地所有者と権利者との協調を図り、借地権の申告を減少するように指導した。

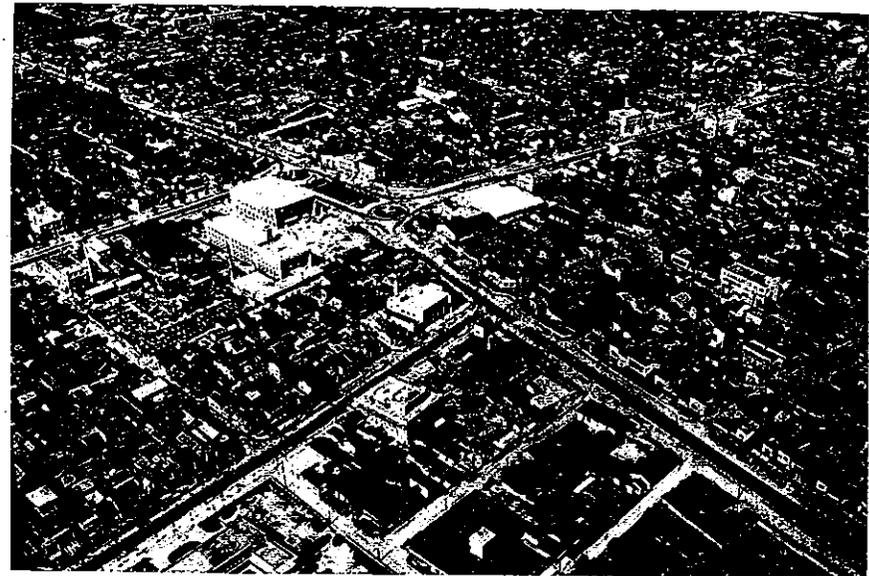
(2) 換地設計の樹立

換地計画に当っては移転家屋がなるべく少なくなるように、また従前の土地の価値の変動を少なくする現換地主義によつて計画をたてた。地区内には郵政省、電電公社、警察署、市役所、県有地等が

あるが換地指定について支障はなく、確定測量に当つて中央から係官が派遣され立会した程度であつた。また一部堅牢建物のあつた郵政省の敷地等については、当該地以外の所有地を該敷地内に飛換地を行なうなど関係官庁と協議の上処理した。

過少宅地の規模決定については、18坪以上のものは増換地したほか救済策として土地の分合筆の換地期間を設けた。市街地の中心部では十数坪で店舗を運営していたものが多く、これ等のうち申告のあつたものについては特別地区を定め、救済用地として15坪内外の換地を交付した。借地については地主に任せ、問題が起きたものについてのみ市が指定した。但し現地建物または高層の関係から共同借地として換地を指定した所もある。

換地予定地の第1回指定通知は昭和23年1月で以後逐次通知した。換地予定地の使用開始日は原則として指定書に明記し、建物その他工作物の移転物件がある土地については使用開始の日を別に通知した。また借地権のある場合は同時に借地権者にも指定書を出したが、過少借地その他の問題が起つて行過ぎの点もあつたので、一部については借地権者と土地所有者と協議してその使用区分の申出を行わせて借地区分の指定を行つたものもある。



戦災復興される今治市 (中央建物は市庁舎)

9 他の行政との関連

街路整備事業はその実施がおくられて換地処分に支障をきたし、ひいては交通にも不便を感じる状態となつたので昭和30年度から同33年度まで失業対策事業を折込んで事業の進捗を図つた。

事業費及び失業者の吸収人員は次のとおりである。

土木十年史

年 度	事 業 費	吸 収 人 員
昭 和 30 年 度	2,000,000 <sup>円</sup>	3,068 <sup>人</sup>
昭 和 31 年 度	6,988,000	5,065
昭 和 32 年 度	9,940,000	7,692
昭 和 33 年 度	17,000,000	10,017

Ⅳ 都市災害復旧事業

本事業は風水害及び地盤変動などの天災により被害をこむつた郡市の都市施設についての復旧事業であつて、一般土木災害と異なる点は、ただ単に原形に復するのみでなく状況によつては改良工事を加へて施行できることである。この事業は市民の災害に対する不安を除き事故の未然防止を期する意味において極めて重視すべきものである。

都市災害復旧事業実施状況 (単位 1,000円)

都 市 名	施行年度	工 種	工 事 内 容	事 業 費	備 考
宇 和 町	昭和28年度	上鬼窪及鬼窪排水路	巾員0.8~1.1m 延長 354m	1,270	28年災害
川之石町	〃	浜井手川排水路	〃 3.0~10.0m 〃 157m	880	〃
三 瓶 町	〃	塩入町及塩田排水路	〃 0.6~2.5m 〃 449m	2,448	〃
〃	〃	津 布 理 排 水 路	〃 7.5m 〃 114m	1,681	26年災害
新居浜市	〃	惣開、磯浦地区排水施設	ポンプ二台 巾員0.8~1.8m 〃 1,367m	14,488	地盤変動
〃	〃	滝 の 宮 公 園	堤防石積 〃 47m	504	28年災害
今 治 市	〃	今 治 川 排 水 路	巾員1.9~2.7m 〃 934m	2,282	25年災害
八幡浜市	〃	愛宕川排水路	〃 0.7~2.6m 〃 211m	1,587	26年災害
〃	〃	第 5 号 排 水 路	〃 1.1m 〃 56m	400	〃
川之江町	昭和29年度	前 川 排 水 路	〃 1.2m 〃 142m	576	28年災害
今 治 市	〃	今 治 川 排 水 路	〃 1.6~1.8m 〃 292m	1,389	〃
宇 和 町	〃	宇 和 川 排 水 路	〃 1.0~1.1m 〃 122m	854	〃
計				28,364	

Ⅴ 地盤変動対策事業

昭和21年の南海地震による地盤変動のため、県下の海岸地帯及び島嶼部のうちには飲用井戸に塩分が浸透するほか、一部の地域には井戸水枯渇の現象が現われ日常の飲料水にと欠ぐ状態となつたため、その対策として上水道布設を計画し、昭和25年度から地盤変動対策事業として1/2の国庫補助を受けて工事を継続施行してきたが昭和30年度から分掌事務の改定により衛生部に移管された。